

マスク着用の考え方の見直し等について（令和５年３月１３日以降の取扱い）

< 基 本 方 針 >

- マスク着用は個人の主体的な選択を尊重し、個人の判断に委ねることを基本とする
- 症状がある場合等で通院等やむを得ず外出する場合は、人混みは避け、マスクを着用する
- 感染防止対策としてマスクの着用が効果的な場面では着用を推奨する

【 マスクの着用が効果的な場面 】

医療機関	医療機関受診時、訪問時 従事者については勤務中	} マスクの着用を推奨
高齢者施設 障害福祉サービス事業所 (重症化リスクの高い方が 多く利用している施設)	高齢者施設等の訪問時 従事者については勤務中	
公共交通機関	混雑した電車やバスに乗車する時はマスクの着用を推奨	

< 学校等における取扱いについて >

学校 放課後児童クラブ	４月１日以降は、学校教育活動の実施にあたってはマスクの着用を求めないことを基本 卒業式については４月１日以前でもマスクを外すことを基本
保育所等	マスク着用を求めない マスクの着用を希望する子供や保護者に対しては、適切に配慮
その他事業者	マスクの着用は個人の判断に委ねられるものであるが、感染対策上又は事業上の理由等により、利用者又は従業員にマスクの着用を求めることは許容される

※ マスク着用の考え方の見直し後であっても、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする